広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十号

広島県税条例の一部を改正する条例

に改め、 第五号までの規定及び同条第十項中「農地保有合理化法人」 農地保有合理化法人」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化 人又は農地利用集積円滑化団体 第六十四条の三第八項第一号中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人(以下 広島県税条例 同条第十二項第五号中 (昭和二十九年広島県条例第十六号) (以下 「第二条第七項第一号」を 「農地保有合理化法人等」に改め、 \mathcal{O} _ 部を次のように改正する。 「第二条第三項第一号」に改め を 「農地保有合理化法人等」 同項第二号か

に改める。 第六十五条第十項及び第十二項中 「農地保有合理化法人」 を 一農 地保有合理化 法 人等」

二第一項」を加え、 の二第五項」 附則第四条の二第二項第二号中 を加える。 同項第三号中 「附則第五条の四第六項」 「附則第六条の 四第一 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 下に 下 に \neg 附 法附則第五条の 텘 第 六条 \mathcal{O} 兀 兀 \mathcal{O}

第六条の四の二 第三号中 金等特別税額控除) 一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、 得金額、 た金額 り、 下この 当該金額が三万九千円を超える場合には、 条の規定を適用した場合の 平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。 の規定の適用を受けな 一条の二の二の規定の適用を受けた場合 則第六条の 納税義務者 項におい (当該金額が零を下回る場合には、 割の 課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額 第四十 納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十 四の見出しを削 て 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限 の前年分の 」を付 一条の 「控除額」 いときは、 Ļ 所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所 所得割の額から控除する。 九の二若しくは第四十一条の という。 同条第 り、 同条の 第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除 一項中「この $\overline{}$ を、 前 (居住年が平成十一年から平成十八年まで又は 三万九千円。 零とする。 に見出 当該納税義務者の第三十七条及び第三十八 条」の しとして この場合におい 下 以下この項において の五分の二に相当する金額 同条の次に次 十九の三」 i 「及び次条」を加え、 (個)において、前条第一項 人の を「若し 県民 て、 の一条を加える。 当該控除額が 税 \mathcal{O} 「控除限 、は第四十 住宅借 同項

額 第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・ 借入金等特別税額控除額 当該金額が 又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等 臨時特 いう。 措置法第四十一 納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しく 例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用し な を超えるときは、 か つたものとしてこれらの規定を適用 条第一 項に規定する住宅借入金等特別税額控除 当該控除 額は、 淡路大震災の 当該控除限度額に相当する金額とする して計算し 被災者等に係る国税関係法 \dot{O} 金額を有する場合に た同項 に規定する住 額 て計算 平成 十九 は 租

- 第四十一条、 \mathcal{O} る法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、 から第四十一条の 当該納税義務者の前年分の所得税の 適用がなか つたも 第四十一条の二の二、 十九の五まで、 のとして計算した金額) 災害被害者に対する租税 第四十一条の十 額 (同年分の所得税に 八若しくは第四十一条の の減 つい 免 て、 徴 租 収猶予等に関す これ 税特別 5 +九の二 $\bar{\mathcal{O}}$ 置
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。
- 関する 得な たも に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に の及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の 項 の規定 理由 (その提出期限後におい ·項 の が あ 記載がある場合 の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項の ると市町長が認める場合を含 (これらの て県民税の納税通知書が送達される時までに提出され 申告書にその記載がな いことに 確定申告書を含む。 9 1 規定に てやむを よる
- 年の を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けて \mathcal{O} 、る者であ 所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けてい 前号に掲げる場合 一月一日現在におい つて、 前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、 \mathcal{O} ほ て法第三百十 か、 前項の規定の適用を受けようとする年度 七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書 0 初 日 . る場合 \mathcal{O} 前年 属する
- 3 の二第 の二第一 用に 第 -- 項」 項 0 項 1 の規定の適用がある場合に は、 第三十 第三十 -八条の 八 条の三中 四中 おける第三十八条の三及び第三十八 「前三条」 「前四条」 とあるの とあるの は は 前 「前三条及び 兀 [条及び 条の四 附 附 則第六 則第六条 \mathcal{O} 規定 0 \mathcal{O}

金額」 項」 則 とあるのは を加え、 八条第三項第三号中 「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配 「第三十八条の二第一項前段」 附則第六条の四第一項」の を「第三十八条の二第一 下 に 乛 附 則 項中 第六条 山 0 兀 \mathcal{O}

一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。 得の 金 額」 同 項前 段」に、 「及び附則第六 条の四第一 項 を 附 則第六条 \mathcal{O} 兀

六条の 項 則第九条第三項第三号中 兀 を加え、 の二第一 項 「及び附則第六条の に改め 乛 附則第六条の四第 四第一 項 を 垣 \neg 附則第六条の \mathcal{O} 下に 四第 附則 第六条の 項及び 兀 附則 \mathcal{O}

を加え、 同条第二項第三号中 の二第一項」に改める。 附則第十条第一 「及び附則第六条 項中 「第三十五条第一 附則第六条の四第一項」 O四第一項」 を 項」 \neg \mathcal{O} 附 下 \mathcal{O} 12 則第六条の 下に 乛 第三十五条の二第 兀 附 第一項及び 則第六条の 附 兀 の二第一項」 項」 則第六条の四 を 加 え

同条第四項中 を 則第十条の二第二項中 「第三十五条の二」 「第十七号」 に、 を「第十六号」に改める。 「第十七号」 「第三十七条の九 を 「第十六号」 の四 に改 を「第三十七条の め、 同条第三項中 九の五」 「第三十五 に改め

附則第十条の二の二中「第十七号」を「第十六号」に改める。

第六条の四の二第一項」に改める。 二第一項」を加え、 |則第十一条第三項第三号中「、附則第六条の四第一項」 「及び附則第六条の四第一項」 を 乛 附則第六条の四第一項及び の下に 乛 附 則第六条の 附 兀 則 \mathcal{O}

第六条の 項及び附則第六条の \mathcal{O} 十第四項」に改め、 則第十一条の二第二項中「第三十七条の 兀 の二第 項 兀 を加え、 の二第一項」に改め 同条第四項第三号中 「及び附則第六 十第四項」 条の 附則第六条の四第一項」 四第 を 「第四条の 項 を \neg 四第三項、 附則第六条の の下に 第三十七 附則 几

める。 保有株式」 「という。 附則第十一条の二の 則第十一条の二の二の見出し中 という。 $\overline{}$ 」の下に「又は同項に規定する特定保有株式(以下この条におい 」を、 四第二項中 「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える 「控除しきれない」 「特定管理株式」 を「控除することができな を 「特定管理株式等」 に改 [] て め、 「特定 に 同 条

第六条の の十四第二項第三号」に改め、 事業所得及び」 項及び附則第六条の 及び」 附則第十一 に改 四の二第一項」 め、 条の二の 同条第二項第一 「事業所得、 七第 兀 を加え、 の二第一項」に改める。 項中 同 譲渡所得及び」 号中 項第三号中 「及び附則第六条の 「事業所得又は」 「第四十一条の 乛 に、 附 を 則第六条の四第一項」 「金額及び」 四第一項」 十四第二項第二号」 「事業所得、 を を 譲渡所得又は 乛 「金額 附則第六条 0) を 下に 譲渡 「第四十一条 所得の 乛 \dot{O} 附則 四第 金

則第十一 条の二の九第二項第二号中 附則第六条の 四第一 項 \mathcal{O} 下 に 附 則 第六

附則 及び 第六条の 下に 附則第六条の四の二第一項」に改め、 四の二第 四第 附則第六条の四の二第一項」 項」を加え、 項及び附則第六条の四 「及び附則第六条の四第一項」 を加え、 同条第五項第二号中 の二第一項」に改める 「及び附則第六条の四第一項」 を \neg 乛 附則第六条 附則第六条の四第 \mathcal{O} 四第 を 項

業承継事業再生計 に規定する認定資源生産性革新計画又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企 」を「第十条第二項」に改め、 を削 用がある場合にあつては、 告書に当該土地の上に、 部第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記 革新に関する特別措置法」に、 に関する特別措置法」 取得することの 十四条第一 一号に規定する住宅を新築すること又は一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を り、 則第十三条第三項中 「第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画又は同法第十四条第二項 項」を 項中 画 「第三十九条の三第一項」に改め、 「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び に改め、 を加える。 当該土地を取得した日 「産業活力再生特別措置法」 最初に土地を取得した日とする。 「認定経営資源融合計画」 「第十三条第一項」を「第三十九条の二第 「認定共同事業再編計画、 (法第七十三条の二十四第三項の規定の適 を 同条第四項の表第六十五条第一項の 「産業活力 の下に、、 同法第十条第二項に規定する」)から二年以内に同条第一項 0 再生及び産業活 同法第十二条第二項 産業活 項 に、 動の 載し 革新 た 動 「第 \mathcal{O}

る。 附則第十三条の三第二項中 「農地保有合理化法 を 「農地保有合理化法 人等」 に改め

附則

(施行期日

定は、 一条 当該各号に定める日から施行する。 この条例は、 平成二十二年一月一日 から施行する。 ただし、 次 の各号に 掲げ る規

- 二の二及び附則第十一条の二第二項の改正規定 附則第六条の四第一項第三号、 附則第十条第一 項、 平成二十二年四月 附則第十条の二、
- 第六 附則第十 十四条の三、 一条の二の七第一項及び第二項第一号の改正規定 第六十五条及び附 則第十三条の三の 改正規定並 平成二十三年一 びに附則第三条第 月
- 項の規定 農地法等の 部を改正する法律 (平成二十一年法律第五十七号) 附 則第

条に規定する政令で定める日

兀 革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一 法律第二十九号) 附則 第十三条の 附則第一条に規定する政令で定める日 改正規定及び附則第三条第二項 \hat{O} 部を改正する法律 規 定 我が 玉 12 お ける産業活動 (平成二十一年 \mathcal{O}

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 従前の例による。 条例」という。) の個人の県民税について適用し、平成二十一年度までの個人の県民税については、 別段の定めがあるものを除き、 の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分 この条例による改正後の広島県税条例 (以下「新 なお

(不動産取得税に関する経過措置)

- 第三条 適用し、 による。 則第一条第三号に定める日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について 別段の定めがあるものを除き、 同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、 なお従前の例
- 産取得税については、 新条例附則第十三条の規定は、 て課すべき不動産取得税につい なお従前の例による。 て適用し、 附則第一条第四号に定める日以後の不動産の取得に対 同日前の不動産の取得に対して課する不動